## 引上げ分に係る地方消費税収の使途

平成26年4月1日から地方消費税率は1.0%(消費税率4.0%の100分の25)から1.7%(消費税率6.3%の63分の17)に、また、令和元年10月1日からは、標準税率が2.2%(消費税率7.8%の78分の22)に引き上げられました。

引上げ分の地方消費税収は、年金、医療及び介護並びに少子化対策の「社会保障4経費」と障害者福祉、児童福祉、母子福祉及び高齢者福祉など、生計の困難な方や心身に障害のある方に対して必要な援助を行い、生存権を確保し生活の内容を豊かにする「社会福祉」、年金、国民健康保険及び介護保険など、保険的方法によって社会保障を行う「社会保険」並びに疾病の予防対策、健康増進対策及び医療に係る施策など、健康を保つための施策「保健衛生」の社会保障施策に要する経費に充てることとしています。

(単位:千円)

事業名		予算額		財源	内 訳	
			楔	定 財 活	源	一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉事業	544,249	273,439		241	270,569
	重度障害者医療費助成事業	46,405	14,031		10,816	21,558
	小規模作業所事業	12,617			25	12,592
	隣保館事業	17,139	2,670		1	14,468
	児童福祉事業	29,984	7,564		14	22,406
	乳幼児医療費助成事業	18,519	2,339		1,559	14,621
	児童措置事業	76,248	64,052		0	12,196
	母子福祉事業	102	85		0	17
	母子家庭医療費助成事業	7,056	2,903		1,250	2,903
	児童福祉施設事業	292,548	7,414		196,845	88,289
	就学援助事業	7,174	94		0	7,080
	高齢者福祉事業	115,124	18,634		10,349	86,141
	高齢者福祉施設事業	49,061			316	48,745
	小 計	1,216,226	393,225		221,416	601,585
社会保険	国民年金事業	4,987	2,735		0	2,252
	国民健康保険事業	156,424	59,825		1,060	95,539
	介護保険事業	227,574	20,486		0	207,088
	後期高齢者医療保険事業	271,753	48,360		5,665	217,728
	小 計	660,738	131,406		6,725	522,607
保健衛生	疾病予防対策事業	75,913	36,388		1	39,524
	母子健康指導事業	17,161	0		0	17,161
	保健センター事業	83,451	0		69,368	14,083
	健康づくり推進事業	1,746	0		0	1,746
	健康増進事業	25,794	973		523	24,298
	地域医療対策事業	206,874	0		83,100	
	小 計	410,939	37,361		152,992	220,586
	合 計	2,287,903	561,992		381,133	1,344,778
						うち引上げ分の
						地方消費税
						106,000